

所管	出捐金の事業名	公社の預り基金名
環境局	充電設備普及促進事業 (集合・区市町村)	充電設備普及促進事業 (集合・戸建住宅及び区市町村向け) 基金
環境局	住宅用太陽光発電初期費用ゼロ促進の増強事業	住宅用太陽光発電初期費用ゼロ促進の増強事業基金
環境局	(公財) 東京都環境公社出せん金 (次世代タクシーの普及促進事業基金)	次世代タクシーの普及促進事業基金
環境局	東京都環境公社出せん金 (家庭のゼロエミッション行動推進事業基金)	家庭のゼロエミッション行動推進事業基金
環境局	公益財団法人東京都環境公社出せん金 (プラ製容器包装・再資源化支援事業基金)	プラ製容器包装等・再資源化支援事業基金
環境局	(公財) 東京都環境公社出せん金 (家庭の節電マネジメント事業)	家庭の節電マネジメント (デマンドレスポンス) 事業基金
環境局	(公財) 東京都環境公社出せん金 (電動バイクの普及促進事業 (個人向け))	電動バイクの普及促進事業基金
環境局	(財) 東京都環境公社出せん金 (戸建住宅におけるV2H普及促進事業)	災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業 電気自動車等の普及促進事業 (V2H) 基金
環境局	(公財) 東京都環境公社出せん金 (断熱・太陽光住宅普及拡大事業)	災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業 熱と電気の有効利用促進事業基金
環境局	省エネ型ノンフロア機器普及促進事業基金	省エネ型ノンフロア機器普及促進事業基金
環境局	(公財) 東京都環境公社出せん金 (区市町村との連携による環境政策加速化事業)	区市町村との連携による環境政策加速化事業基金
環境局	(財) 東京都環境公社出せん金 (水素スーパーエネエリア形成推進事業 (家庭部門))	水素を活用したスーパーエネエリア形成推進事業基金
環境局	(財) 東京都環境公社出せん金 (小売電気事業者による再エネ電源先行拡大事業)	小売電気事業者による再エネ電源先行拡大事業基金
環境局	(公財) 東京都環境公社出せん金 (区市町村との連携による地域環境力活性化事業)	区市町村連携による地域環境力活性化事業基金
環境局	(公財) 東京都環境公社出せん金 (島しょ地域における太陽光発電設備等助成事業)	島しょ地域における太陽光発電設備等助成事業基金
環境局	(財) 東京都環境公社出せん金 (集合住宅における再エネ電気導入先行実装事業)	集合住宅における再エネ電気導入先行実装事業基金
環境局	(財) 東京都環境公社出せん金 (地域熱供給事業における脱炭素対策先導事業)	地域熱供給事業における脱炭素対策先導事業基金

所管	出捐金の事業名	公社の預り基金名
環境局	(財) 東京都環境公社集合住宅における再エネ電気促進事業	集合住宅における再エネ電気導入促進事業基金
環境局	(公財) 東京都環境公社出せん金 (次世代再生可能エネルギー技術社会実装推進事業)	次世代再生可能エネルギー社会実装推進事業基金
環境局	区市町村公共施設等への再生可能エネルギー導入促進事業基金	区市町村公共施設等への再生可能エネルギー導入促進事業基金
環境局	(公財) 東京都環境公社出せん金 (省エネ型VOC排出削減設備導入促進事業基金)	省エネ型VOC排出削減設備導入促進事業基金
環境局	(公財) 東京都環境公社出せん金 (プラリゲーシヨンプビネス実装事業)	プラリゲーシヨンプビネス実装事業基金
環境局	公益財団法人東京都環境公社出せん金 (資源循環・廃棄物処理のDX推進事業基金)	資源循環・廃棄物処理のDX推進事業基金
環境局	(公財) 東京都環境公社出せん金 (低公害・低燃費車の普及促進事業基金)	低公害・低燃費車の普及促進事業基金
環境局	公益財団法人東京都環境公社出せん金 (CEへの移行促進事業基金)	サーキュラー・エコノミーへの移行促進事業基金
環境局	公益財団法人東京都環境公社賃貸住宅省エネ化再エネ導入促進事業	賃貸住宅における省エネ化・再エネ導入促進事業基金
環境局	(公財) 東京都環境公社出せん金 (PFOS等含有泡消火薬剤の転換促進事業基金)	PFOS等含有泡消火薬剤の転換促進事業基金
環境局	公益財団法人東京都環境公社出せん金 (東京都微量POB廃棄物処理支援事業基金)	微量PCB廃棄物処理支援事業基金
環境局	(公財) 東京都環境公社出せん金 (A i r ソーラー社会実装推進事業)	A i r ソーラー社会実装推進事業基金
環境局	公益財団法人東京都環境公社出せん金 (使用済住宅用太陽光パネルリサイクル促進事業基金)	使用済住宅用太陽光パネルリサイクル促進事業基金
環境局	公益財団法人東京都環境公社出せん金 (小売ロス削減総合対策事業基金)	小売ロス削減総合対策事業基金
環境局	省エネ型充電設備普及促進事業	省エネ型充電設備普及促進事業
環境局	公益財団法人東京都環境公社出せん金 (CEの実現に向けた社会実装化事業基金)	サーキュラー・エコノミーの実現に向けた社会実装化事業基金
環境局	(公財) 東京都環境公社出せん金 (環境配慮型ガソリン計量機導入促進事業基金)	環境配慮型ガソリン計量機導入促進事業基金

都提供資料より監査人作成

(イ) 出捐金の残高
環境局が環境公社との契約に基づき出資した出捐金については、公有財産として東京都各会計歳入歳出決算附属書類のうち財産に関する調書の「出資による権利（普通財産）」に決算年度末残高がまとめられている。

また、公社の側からみると、局からの出捐金は前述のとおり公社における預り基金として会計処理され、その年度末残高は財産目録により公表されている。

イ 監査の結果

(ア) 出捐金を活用するスキーム

まず、出捐金を活用するスキームは、環境公社が担う助成事業について助成金原資を出捐金、経費を事務費補助金の形で環境局が負担しているとまとめられる。

例えば、「区市町村との連携による地域環境力活性化事業」においては、同事業の実施要綱に基づき、局は公社と出捐契約を締結し、公社が造成する「区市町村との連携による地域環境力活性化事業基金」に出捐する。公社は基金を基に、局の取組の方向性に沿った環境政策を実施する都内の区市町村等に対して、その経費の一部を補助する。また、同事業に係る事務費補助金交付要綱に基づき、同事業に係る事務の実施に必要な経費を補助金（事務費補助金）として交付する。

次に、補助金と出捐金の相違点として、出捐金はあくまで公社との間の契約に基づくものであり、東京都補助金等交付規則のように统一的に適用される都の規程は存在しない。交付する助成金の原資が補助金であるケースでは、東京都補助金等交付規則に基づき、会計年度終了時には実績報告と補助金等の額の確定が行われる（第15条、第16条）ため、補助事業は基本的に単年度で終了する。

一方で、出捐金についても各年度の末日において実績状況の報告は定められているものの、既に出捐という形で支出が行われているため、実績報告時に交付額を確定する必要がなく、公社は出捐契約の解除又は事業の終了時まで複数年度にわたり基金を基に事業を実施できる。

東京都補助金等交付規則

(実績報告)

第十五条 補助事業等が完了したとき、または補助金等の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、補助事業者等をして次に掲げる事項を記載した実績報告書を提出させなければならない。第十一条第三号の規定により廃止の承認をした場合も、また同様とする。

— 補助事業等の成果

二 補助金等に係る収支計算に関する事項
三 その他必要と認める事項

(補助金等の額の確定等)

第十六条 前条の規定により実績報告を受けた場合においては、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知しなければならない。

このように、出捐金を活用するスキームは、補助金の制度上の制約とも言える単年度主義にとらわれず、柔軟かつ継続的に事業を実施できる点が特徴である。しかし、都の財源を基に助成事業を実施するという点では、公社により助成事業が適正に実施され、収支が適切に管理されているかについて、局がモニタリングを行う必要がある。

特に、公社が出捐金により実施する事業の種類及び規模は近年大きく拡大しており、不正な申請事例も把握されていることから、局が公社の審査体制を含む適正な事業執行を直接検査する必要性は増している。

こうした都の部局によるモニタリングの参考事例として、生活文化局では、公益財団法人東京都私学財団（以下「私学財団」という。）を通じて学校を交付先とする助成事業については、学校に交付する助成金の原資（事業費）及び事務費を補助金により私学財団に交付している。生活文化局は、当該助成金の交付が適正に執行されることを担保するため、公益財団法人東京都私学財団検査基本計画（以下「検査基本計画」という。）及び公益財団法人東京都私学財団検査事務取扱要領（以下「事務取扱要領」という。）を策定し、検査を実施している。検査基本計画は、検査目的、検査対象年度、検査内容、検査項目を定めるほか、事務取扱要領においては、検査する書類、検査対象事業に係る要綱や審査用チェックリストの事前提出なども定めている。

これらを踏まえ、環境局が所管する出捐金を活用する助成事業について、適正な事業執行を担保するためにどのような対応を行っているかという観点から、出捐契約書を閲覧した。

出捐契約書には、「現地調査」及び「経理上の検査」が規定されている。例えば、「区市町村との連携による地域環境力活性化事業」に係る出捐契約では、第8条の補助金交付事業の実施状況等の報告に関する規定として、当該報告に係る書類等を審査し、必要に応じて「現地調査」を行うものとされている。また、同契約の第11条では、「経理上の検査」として、公社は都が基金及び補助金交付

事業に係る検査を求めた場合、これに及びなければならず、都の求めがあった場合は帳簿書類その他の資料を提出しなければならぬとされている。

このように、出捐契約上規定されている「現地調査」及び「経理上の検査」は、公社が出捐により実施する事業に対して都がモニタリングを行う手段として設計されている。このため、「現地調査」及び「経理上の検査」についてどのような計画及び実施しているか、担当者へヒアリングを実施した。

担当者によると、公社は、助成金交付事務について、これまで培ってきた経験、専門的な知見やノウハウを有している。交付事務の適正性の確保は、公社の責任の下で自主的に実施しているとの前提から、局が所管する出捐金を活用する助成事業のいずれにおいても、公社からの実績報告において異常や不備がなかったため、「現地調査」や「経理上の検査」は実施していないとのことであった。さらに、どのような場合に「現地調査」や「経理上の検査」を実施し、どのような項目をチェックするかという整理も、局内では行われていないとのことであった。

(意 見 1 - 4) 出 捐 金 の 検 査 に つ い て

環境局が環境公社に助成事業を担わせる場合のスキームの一つに、出捐金を活用するものがある。当該スキームでは、公社が担う助成事業について、局と公社で締結する出捐契約に基づき、助成金の原資を局が公社に出捐する。補助事業とは異なり、単年度で終了させ、実績報告時に交付額を確定する必要がなく、公社は出捐契約の解除又は事業終了時まで複数年度にわたり事業を実施できる。一方、局によるモニタリングとして、必要に応じて「現地調査」及び「経理上の検査」を行うことが出捐契約に規定されている。

この点、担当者へのヒアリングによると、局のモニタリング手段である「現地調査」及び「経理上の検査」については、局が所管する出捐金を活用する助成事業のいずれにおいても、公社からの実績報告において異常や不備がなかったため実施しておらず、また、どのような場合に実施し、どのような項目をチェックするかという整理も行われていない。

出捐金を活用するスキームは、局の助成金交付事務を代行させている実態を踏まえれば、局は公社に対して、申請者からの提出書類を適正に審査した上で助成金を交付していることを確認する検査を行い、適正な事業執行を担保する必要性がある。さらに、当該スキームは補助事業とは異なり、複数年度にわたって事業が継続することから、事業期間を通じて適正な事業執行がなされるよう、定期的に検査を行う必要がある。特に、出捐金を活用する助成事業の種類及び規模はここ数年大きく拡大しており、不正な申請事例も把握されていることから、局が公社の審査体制を含む適正な事業執行を直接検査する必要性は増している

言える。

したがって、局は出捐金を活用する助成事業について、対象事業や実施項目を明確化した検査方針及び検査計画を策定し、それに基づいて定期的な検査を実施されたい。

(1) 出 捐 金 の 残 高

環境局が環境公社との契約に基づき出捐した出捐金は、公社の預り基金と対応するものである。そこで、令和6年度末における両者の財務情報の整合性を確認するため、都の財産に関する調書の「出資による権利（普通財産）」と公社の財産目録（預り基金の一覧）の比較を行ったところ、以下のとおり差異があった。

表 B-1-3 都の出資による権利と公社の預り基金の比較

預り基金名 (公 社)	令和6年度末 残高 (A)	財産に関する調書において 対応する出捐金の名称 (都)	令和6年度末 残高 (B)	差異 (A - B)
東京ゼロエミ住宅導入促進事業基金	27,765,917	(財) 東京都環境公社出せん金 (東京ゼロエミ住宅導入促進事業)	30,415,917	△2,650,000
区市町村との連携による環境政策加速化事業基金	1,373,852	(公 財) 東京都環境公社出せん金 (区市町村との連携による環境政策加速化事業)	2,381,595	△957,743
区市町村連携による地域環境力活性化事業基金	773,886	(公 財) 東京都環境公社出せん金 (区市町村との連携による地域環境力活性化事業)	754,617	19,269
環境配慮型ガソリン計量機導入促進事業基金	0	(公 財) 東京都環境公社出せん金 (環境配慮型ガソリン計量機導入促進事業基金)	110,580	110,580

都提供資料より監査人作成

東京ゼロエミ住宅導入促進事業基金に係る差異の要因について担当者へヒアリングを実施したところ、令和6年度末に出捐額の追加 2,650,000 千円について契約変更が行われたが、公社への入金とは令和7年4月1日となった。

都における出捐金の処理として、都の公有財産台帳における「出資による権利台帳」については、取得年月日を「当該出資、出せんによる権利を取得した年月

日を登録すること」と公有財産台帳等処理要綱に定められているところ、局では「出捐による権利を取得した日」は契約締結日とする運用であり、当該運用に基づき契約締結が行われた令和6年度に計上したとのことであった。

一方、局においては令和6年度中に支出の事務手続が完了したものの、公社においては一入金金が未了であったことから令和6年度末時点においては預り基金として計上されず、その結果として都と公社の計上額で差異が生じたとのことであった。

上記の差異理由を踏まえ、契約締結日を「出捐による権利を取得した日」とする運用の根拠について確認したところ、当該運用及びその根拠については明確な整理がなされていないかった。

また、区市町村との連携による環境政策加速化事業、区市町村との連携による地域環境力活性化事業、環境配慮型ガソリン計量機導入促進事業に係る出捐金については、いずれも局側における単純な事務処理の誤りであり、公社側の計上額が正であるとのことであった。

なお、いずれも現在においては最新の残高として公社の基金残高と整合する適切な数字が把握されているが（環境配慮型ガソリン計量機導入促進事業基金は運用を終了）、令和6年度の都の財産に関する調書には誤った数値が公表されている状況である。

(意見 1-5) 出捐金の異動時期について

東京ゼロエミ住宅導入促進事業基金については、令和6年度中に出捐額の追加2,650,000千円について契約変更が行われたが、公社への入金金は令和7年4月1日となった。

都の公有財産台帳における「出資による権利台帳」については、取得年月日を「当該出資、出えんによる権利を取得した年月日を登録すること」と公有財産台帳等処理要綱に定められているところ、環境局では「出捐による権利を取得した日」は契約締結日とする運用としており、当該運用に基づき契約締結が行われた令和6年度に出捐金として計上したとのことであった。

一方、局においては令和6年度中に支出の事務手続が完了したものの、公社においては一入金金が未了であったことから、令和6年度末時点においては預り基金として計上されず、その結果として都と公社の計上額で差異が生じた。

上記の差異理由を踏まえ、局に「出捐による権利を取得した日」を契約締結日とする運用の根拠についてヒアリングを実施したところ、当該運用及びその根拠について明確な整理がなされていないかった。

したがって、局において適切な運用が継続されるよう、上記の運用及びその根拠を改めて整理し明文化した上で、それに基づき運用することを検討されたい。

(指摘 1-1) 出捐金の計上事務について

環境局が環境公社との契約に基づき出資した出捐金のうち、区市町村との連携による環境政策加速化事業、区市町村との連携による地域環境力活性化事業、環境配慮型ガソリン計量機導入促進事業に係る出捐金については、局の事務処理誤りにより、都の財産に関する調書における令和6年度末の残高が、公社の財産目録における残高と相違する結果となった。

都における財産管理において、公社の基金額と一致させるべきところ、相違が生じていたこととなるが、こうした事務処理誤りは、公社からの毎月の実施報告書に記載されている残高と局が把握する残高の整合を実施することで容易に防ぐことができるものである。したがって、毎月の残高照合を実施されたい。

(ウ) 出捐金を活用する助成事業の実施報告

環境局と環境公社との出捐契約に基づく助成事業については、出捐契約において、公社が局に対して実施状況等の報告を行うことが定められている。実施状況等の報告に関する様式は、「充電設備普及促進事業（集合・区市町村）」の令和7年3月の報告書を例に挙げると、以下のとおりである。

図B-1-3 充電設備普及促進事業における助成金交付事業実施状況報告書（令和7年3月分）

1 報告基準日 令和7年3月末現在			
2 令和7年度の助成金交付事業実施状況			
助成対象設備の種別	申請受付 件数	助成金交付決定 件数	助成金不交付決定 件数
	充電設備（集合住宅）	0基	0基
太陽光発電システム	0件	0件	0件
充電設備（事務所、工場等）	198件	184件	0件
	258基	317基	0基
3 充電設備普及促進事業基金収支状況			
令和7年2月末日時 取崩済額 残高	返還受入額 (件数)	返還受入予定額 (件数)	令和7年2月末日時 残高
17,980,881,000円	223,000円 (1件)	0円 (0件)	17,961,740,000円
19,364,000円			
※令和6年8月1日 出えん入金金 353,020,000円			

提供資料より監査人抜粋

報告様式では、申請受付や助成金交付決定などの実施状況及び収支状況を報告させているが、それらは実績数値の報告にとどまり、年度における月次推移や過年度との比較分析、実務上把握されたニーズや運用上の課題などは報告事項に含まれていない。
公社の担当者によると、局とのコミュニケーションは予算要求時を中心に緊密に実施しているとのことであったが、定期的なコミュニケーション内容を文書として残す運用とはなっていなかった。

(意見 1-6) 出捐金を活用する助成事業の実施報告について
環境局と環境公社との出捐契約に基づく助成事業において、公社から局への実施状況等の報告では、申請受付や助成金交付決定等の実施状況、収支状況の各種数値の報告にとどまり、年度における月次推移や過年度との比較分析、実務上把握されたニーズや運用上の課題などは報告事項に含まれていない。
公社の担当者によると、局とのコミュニケーションは、予算要求時を中心に緊密に実施されているとのことである。しかし、定期的なコミュニケーション内容を文書として残す運用とはなっておらず、公社が現場での運用をタイムリーに報告する上で、現行の様式には改善の余地があると考えられる。
局と公社は協議の上、例えば申請件数について前期比較や月次推移の分析を行う項目を追加し、直近の傾向や課題を文書で把握できるよう、様式の変更を検討されたい。

(5) 環境に関する研究

ア 概要
環境局では、環境に関する研究を直接行っていないものの、環境政策に寄与するため、環境公社（東京都環境科学研究所）に研究を委託し、様々なテーマで研究を実施している。具体的な研究テーマは以下のとおりである。

表B-1-4 令和6年度における都からの受託研究

No.	研究テーマ
1	都有施設のゼロエミッション化に向けた調査研究
2	グリーンインフラによる暑熱環境改善効果に関する研究
3	複合化された陸 Nusantara チックのサイクルに関する調査研究
4	熱分解GC/MSによる Nusantara チックの分析に関する研究
5	使い捨てプラスチックの削減による環境負荷低減の検証に関する研究
6	東京湾沿岸域における底層環境改善に関する研究
7	都内河川における衛生指標細菌の発生源の推定に関する研究

8	水素エネルギーの実装化に向けた調査研究
9	東京における地下水の実態把握に関する研究
10	保護上重要な野生生物種の保護策強化に向けた調査研究
11	自動車環境対策の総合的な取組に関する研究
12	微小粒子状物質の濃度低減等に関する研究
13	高濃度光化学オキシダントの低減対策に関する研究
14	有害化学物質によるリスク評価及びその危機管理に関する研究

都提供資料より監査人作成

環境局は、「環境基本計画 2022」や「ゼロエミッション東京戦略 Beyond カーボンハーフ」等の各種計画において、東京都の環境施策における目標や方向性などを示しており、そうした環境施策に関する記述の中で研究を実施する旨が示されている。

一方、公社においては、東京都環境公社 2030 ビジョンにおいて、事業戦略として「主要6分野の事業及び取組を強化し、東京都環境基本計画等が示す都の環境施策の目標達成に貢献する。」と掲げている。また、事業戦略6の方針として「これまでの調査・研究の成果を踏まえ、脱炭素社会の実現や生物多様性保全、気候変動適応の取組・発信を展開するとともに、将来の環境科学研究所のあるべき姿を示し、その具現化に組織を挙げて取り組んでいく。」としている。

こうした中で、公社は社会環境や研究環境の変化の下で東京都環境科学研究所が行う調査研究全体の今後の方向性を明らかにするとともに、各調査研究相互の整合性を図ることを目的として、令和3年度から令和7年度までの5年間の期間として東京都環境科学研究所中期研究戦略を策定している。

イ 監査の結果

気候変動や生態系の変化は長期的スパンで進行するものであり、都における環境に関する研究も、中長期的な視野をもって計画的に実施することが効率性及び有効性の観点から重要である。

この観点から、都の課題解決に必要な研究を設定するプロセスやロードマップなどの有無について、環境局の担当者へヒアリングを実施したところ、環境局は、環境施策における目標や方向性を示し、都の環境に関する研究を将来的にどのように進めていくかという方向性は、環境公社の東京都環境科学研究所中期研究戦略において策定していることであった。

同戦略では、「環境科学研究所の取り組みべき環境課題及び組織、運営上の課題」「今後の調査研究等の取組」「効果的な調査研究等の推進」といった項目を定めている。また、東京都環境科学研究所が行う調査研究の具体的な方向性を分野

別に定めたものとして「東京都環境科学研究所中期研究戦略ロードマップ」も作成されている。

しかし、同戦略に記載がある同研究所の大規模改修について検討が行われた実績は確認できなかった。

また、公社では、中期研究戦略の進捗管理や中間的な評価には、同研究所が実施する研究等の外部評価機関である外部評価委員会を活用していることであつた。

しかし、各委員に中期研究戦略を示し、同戦略の観点から各研究を評価する運用は明文化されていなかった。

(意見1-7) 研究に関するビジョンやロードマップについて

環境局は、都の環境政策に寄与するため、環境公社（東京都環境科学研究所）に研究を委託し、様々なテーマで研究を実施している。一方、公社は、東京都環境科学研究所中期研究戦略において、都の環境に関する研究を将来的にどのように進めていくかのロードマップを策定している。同戦略では、「環境科学研究所の取り組みべき環境課題及び組織、運営上の課題」「今後の調査研究等の取組」「効果的な調査研究等の推進」といった項目を定めている。また、東京都環境科学研究所が行う調査研究の具体的な方向性を分野別に定めたものとして「東京都環境科学研究所中期研究戦略ロードマップ」も作成されている。

しかし、同戦略では、同研究所の大規模改修について検討が行われた実績は確認できなかった。

また、公社では、中期研究戦略の進捗管理や中間的な評価には、同研究所が実施する研究等の外部評価機関である外部評価委員会を活用していることであつたが、各委員に中期研究戦略を示し、同戦略の観点から各研究を評価する運用は明文化されていなかった。

気候変動や生態系の変化は長期的スパンで進行するものであり、都における環境に関する研究も中長期的な視野をもって計画的に実施し、P D C A サイクルを回すことが効率性及び有効性の観点から重要である。また、同研究所の大規模改修についても、今後の研究の方向性を踏まえ、検討すべきものである。

したがって、都市環境の分野で世界をリードするため、局と公社は、次期中期研究戦略の策定に当たり、東京都環境科学研究所の中長期的な研究の方向性を踏まえた施設整備の検討を行うとともに、外部評価委員会の委員に中期研究戦略を示し、同戦略の観点から各研究を評価する運用を明文化し、適切なP D C A サイクルを実施されたい。

II ゼロエミッションの実現について
1 ゼロエミッション東京戦略
(1) ゼロエミッション東京戦略
ア 概要

都では、国連気候変動枠組条約第15回締約国会議にて採択されたパリ協定に基づく「1.5度目標」（産業革命以前に比べて地球の平均気温上昇を1.5度以内に抑える）を達成するため、2050年CO₂排出量実質ゼロを目標として掲げており、2050年までの中間目標として、ゼロエミッション東京戦略の中で様々な目標を設定している。

温室効果ガス排出量については、2000年対比で2030年に50%削減、2035年に60%以上削減することを目指しており、これらの削減目標を達成するため、エネルギー消費量の50%削減や再生可能エネルギー利用率の50%向上などを掲げている。

なお、ゼロエミッション東京戦略は全体として環境局が所管しているが、一部の目標については他局が所管している。環境局が所管し、かつ数値が設定されている目標は以下のとおりである。

表B-2-1 ゼロエミッション東京戦略における目標

政策	目標	2030年目標	2035年目標
最終目標	都内温室効果ガス排出量 (2000年比)	50%削減	60%以上削減
再生可能エネルギーの基幹エネルギー化	産業・業務部門(※)	50%程度削減	
	家庭部門(※)	45%程度削減	
	運輸部門(※)	65%程度削減	
	再生可能エネルギー電力利用割合	50%程度 (中間目標2026年30%程度)	60%以上
	都内太陽光発電設備導入量	200万kW以上	350万kW
	A i r ツ ー ナ ー 導 入 量		約1GW
ゼロエミッションビルの拡大	洋上風力発電導入量		1GW以上
	家庭用蓄電池導入量	250万kWh	
	都内温室効果ガス排出量 (2000年比)(再掲)	50%削減	60%以上削減
	都内エネルギー消費量 (2000年比)	50%削減	50%以上削減
	産業・業務部門	35%程度削減	

政策	目標	2030年目標	2035年目標
		30%程度削減	
ゼロエミッションモビリティの推進	家庭部門	65%程度削減	
	運輸部門		
カーシェアリング・ミニカーへの移行	高効率給湯器の導入	約360万台	約454万台
	断熱改修	355万戸	385万戸
ゼロエミッションモビリティの推進	集合住宅への充電設備	6万口	12万口
	一般廃棄物のリサイクル率	37%	40%程度 (目安水準)
フレキシブルなエネルギーの移行	廃プラスチック焼却量 (2017年度比)	40%削減	50%削減
	食品ロス発生量 (2000年度比)	60%削減	65%削減
フレキシブルなエネルギーの移行	ゼロエミッション排出量(2014年比)	65%削減	70%削減
	クーリングゼルターへの設置数	2,600施設	3,000施設
気候変動適応策の推進	微小粒子状物質(PM _{2.5})濃度	各測定局の年平均 10 μ g/m ³ 以下	各測定局の年平均 10 μ g/m ³ 以下を継続して達成
	光化学オキシダント濃度	年間4番目に高い日 最高8時間値の3年平均 0.07ppm以下	年間4番目に高い日 最高8時間値の3年平均 0.07ppm以下
都庁の率先行動・目標	都有施設の太陽光発電導入量累計	7.4万kW	A i r ソ ー ラ ー 等 導 入約1万kW
	温室効果ガス排出量 (2000年度比)	55%削減	
再エネ電力利用割合	エネルギー消費量 (2000年度比)	35%削減 (知事部局等) 50% 以上削減	
		65%以上 (知事部局等) 100%	

※部門別排出量目標については、エネルギー起源CO₂排出量を対象としている。
 ゼロエミッション東京戦略 Beyond カーボンハーフ、
 東京都環境白書/ゼロエミッション東京白書より監査人作成

イ 監査の結果

(ア) ゼロエミッション東京戦略の進捗

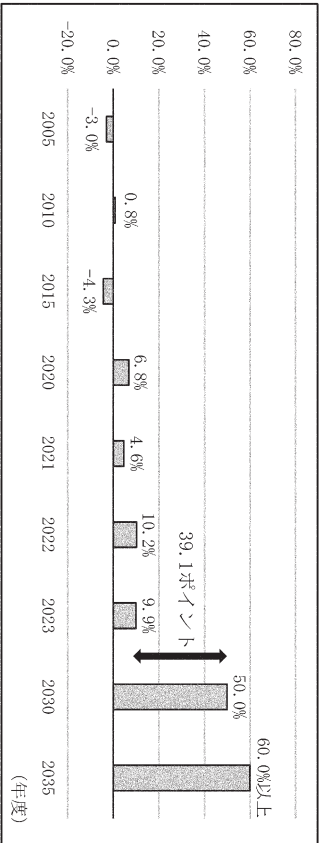
a 温室効果ガス排出量

温室効果ガス排出量は、直近の2023年度(速報値)で2000年比9.9%の削減にとどまっている。年度により多少の増減があるものの、削減量の伸びはわずかであり、2030年及び2035年の目標とは依然として大きな乖離がある。なお、温室効果ガス排出量は、エネルギー消費量にCO₂排出係数を乗じて算定されるため、削減に当たっては、CO₂排出係数とエネルギー消費量の双方を考慮する必要がある。

ゼロエミッション東京戦略においては、2030年のCO₂排出係数を国が示す値を参考に、0.25kg-CO₂/kWhと設定している。しかし、現状では、2023年度(速報値)で0.405kg-CO₂/kWhにとどまっている。

各部門におけるCO₂排出量を見ると、運輸部門は順調に削減が進み、2023年度(速報値)で52.6%と2030年目標に近づいている。一方、産業・業務部門は、目標値と約40ポイントの乖離があり、目標達成にはほど遠い状況である。また、家庭部門では東京都における世帯数増加が影響し、2000年比で19.3%と増加している。

図B-2-1 温室効果ガス排出量削減率(2000年比)



※2030及び2035は「年」単位であり、目標値を記載している。
 都提供資料、ゼロエミッション東京戦略 Beyond カーボンハーフより監査人作成